

(様式1)

平成29年11月8日

泉南市報道提供資料

泉佐野市政記者クラブ会員 各位

泉南市秘書広報課長

古木 孝彦

職員の処分について

泉南市において、平成29年11月8日（水曜日）に地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 被処分職員の所属部課名	健康福祉部生活福祉課
2. 被処分職員の職名	事務職員（主任）
3. 被処分職員の年齢	45歳
4. 処分内容	減給10分の1 1ヶ月
5. 処分年月日	平成29年11月8日
6. 処分に至った事実の概要	被処分者は、平成29年7月1日から同月9日までの間、ケースワーカーとして担当していた生活保護受給者の女性宅を私的に訪問し、食料品等を届けていた。 加えて、職務上知り得た女性の電話番号をもとに、好意を寄せるメールを送信する等、職務外に個人情報を利用した。 こうした行為は、法令の遵守義務に違反する行為であり、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であると判断し、地方公務員法に基づく懲戒処分を行ったものである。
7. 処分根拠	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに第33条に基づくもの

市長のコメント

職員の厳正な綱紀の保持については、従来から注意を喚起してきたところですが、この度の職員の不祥事につきましては、市民の皆様の市政への信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、職員に対して、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを強く自覚させ、このようなことを二度と起こさないよう、より一層の綱紀粛正を徹底し、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

問い合わせ先

人事課（担当：辻・松野）

TEL 072-483-0003